

令和5年度都道府県単位保険料率について

令和5年1月13日（金）

令和4年10月25日に開催した評議会において

- ①医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないこと。
- ②令和5年度以降は後期高齢者支援金の一層の増加により、支出の増加が見込まれること。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響も含めた、5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーションを行ったところ、平均保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しとなっていること。

以上のことを踏まえ、今後の保険料率のあり方については、中長期で考え平均保険料率10%を維持したい旨ご説明し、次の意見を頂き理事長に報告いたしました。

【評議会意見】

- ・できる限り長く平均保険料率10%を超えないように維持してもらいたい。
- ・保険料率の変更時期は、令和5年4月納付分からでよい。

【学識経験者】

- ・中長期の視点で、できる限り平均保険料率10%を超えないように維持していただきたい。

【事業主代表】

・中小企業の現在の置かれている環境は、円安やコロナ禍の支援を受けた返済等で苦しんでいるところであり経営に影響を与えている。従業員を長期で雇用するためには社会保障制度は重要である一方、それにかかる費用は抑えたいという本音もあるが、保険料率の件については、当面10%で据え置いてもらいたいということを要望する。

【被保険者代表】

・中長期的に考えるという点と社会保障制度を維持していくという点で考えると10%維持はやむを得ないと思う。保険料率は下げてもらえるとありがたいが上げるとは考えられない。
保険料率の変更時期は、例年通り4月納付分からでよい。

※（ ）内は去年の支部数

意見の提出なし 0支部 (2支部)

意見の提出あり 47支部 (45支部)

① 平均保険料率10%を維持するべきという支部 39支部 (31支部)

② ①と③の両方の意見のある支部 7支部 (10支部)

③ 引き下げるべきという支部 1支部 (4支部)

※ 保険料率の変更時期については、4月納付分（3月分）以外の意見はなし。

平均保険料率、準備金および保険料率の変更時期

- 現行の試算では、人口推計から被保険者数を試算しているが、実際に被保険者数が試算よりも大きく増加した理由としては、適用拡大や健保組合の解散が主な要素であり、このような要素を正確に把握するためには、企業の開廃業や雇用情勢などを踏まえて試算する必要があると考える。

企業の開廃業の状況について試算に反映することにより検証結果の見え方も変わってくるのではないかと。様々な試算方法を検証いただき、是非とも継続的な分析検証をお願いしたい。

今回、平均保険料率10%を維持すべきという支部が増加したが、事業主・被保険者の意見を個別に見ると、将来のことを考えてやむを得ず10%維持の結論に至っていると思われる。事業主の立場としては、非常に厳しい経営環境となっているため、少しでも保険料率を下げてもらいたいという悲痛な声が多く寄せられている一方、将来のことを考え、安定的に制度運営をしてほしいという声もある。

現状の推計では、いつかは準備金が枯渇するということが示されず、その後の展望がない。財政を支える現役世代が増加する見込みはなく、事業主・被保険者双方で保険料率10%が限界と考えている中では、収入を増やすことは極めて困難である。

そのような中、事業主・被保険者の声に応えていくためには、医療費適正化の手段を示し、協会けんぽが将来的に持続可能であるということをはっきりと示すことしかない。専門家、事業主、被保険者、そして国の様々な目線からの議論と検証を重ね、医療費適正化に向けたガイドラインを作成し、将来的に持続可能な健康保険の姿を早期に示す必要があり、是非とも取り組んでいただくようお願いしたい。

その議論のためには、事業主・被保険者などの関係者が、現状や将来の予測について正しく認識することが重要であり、引き続き、広報にも力を注いでいただくようお願いしたい。

- 各支部評議会の意見をみると、中小企業を取り巻く経営状況の厳しさを訴える声が多い。

保険料は企業業績に関係なく負担が必要であるため、その上昇は家計と企業経営にマイナスの影響を及ぼす。準備金が積み上がっていることを考えると、保険料率引き下げの検討をお願いしたいところだが、今後、後期高齢者支援金等が増加する状況を考慮すると、保険料率の現状維持はやむを得ない。また、併せて、給付の抑制という視点が不可欠である。

- 今後の後期高齢者支援金の急増等により、協会けんぽの財政状況を憂慮すべきとの点は理解する。コロナ禍での事業継続や原油高、材料高等の様々な課題があり、中小企業は大変苦しい状況にある。全国中小企業団体中央会では、中小企業の課題に関する国や関係機関への要望として、協会けんぽの保険料率の引き下げと国庫補助率の引き上げについて決議した。

中小企業と従業員の厳しい経済状況を踏まえた上で、協会けんぽの制度を安定的に維持していくために、本来は少しでも保険料率を引き下げ、国庫補助率を現行の16.4%から引き上げていただきたいが、現実として国庫補助率の引き上げが難しいということであれば、平均保険料率を安易に引き上げるのではなく、できる限り現在の平均保険料率10%を維持することをお願いできればと思う。

なお、保険料率の変動時期は4月納付分からで異論はない。

- 平均保険料率10%を維持すべきという意見に関しては、積極的賛成の意見ばかりではなく、料率維持もやむなしという消極的な意見も多かったと受け止めている。セーフティネット確保の観点から、令和5年度保険料率については、10%を維持することはやむを得ない。

今後は次の5点についてお願いしたい。

1点目、平均保険料率10%を維持するにあたり、被保険者や事業主の納得性を高めるべく、これまで以上に丁寧に説明いただくようお願いしたい。

2点目、保険者努力重点支援プロジェクトをはじめとする取組については、支部評議会との連携を図られていると思うが、より丁寧に進めていただきたい。

3点目、国庫補助率を16.4%から本則上限の20%へ引き上げるべきと考える。将来的に赤字に転落することが見込まれているのであれば、今から国に対する働きかけなどの取組もご検討いただきたい。

4点目、被保険者・被扶養者の健康増進のために、地域特性に応じた保健事業や医療費適正化事業の積極的な取組支援、コーポヘルスの推進など保険者機能を発揮し、今後も可能な限り10%を超えないよう取組をお願いしたい。

最後に、準備金について。準備金残高が積み上がっていることについては、医療保険を運営していくために安定的な財政基盤を確保する必要性は理解できる。しかし、上限をどう考えるかについては意見が出ているところであり、予算精度にも課題がある。単年度財政の仕組みであることや保険料収入、保険給付費等の見通しなどを踏まえ準備金のあり方についての検討も行っていただきたい。

- 前回の安藤理事長のご発言で、できる限り長く平均保険料率10%を維持するために努力していくことで委員の皆様にも賛同を得ていると考えている。支部評議会の意見では、平均保険料率10%維持の意見が増えており、全般的に支部評議会でも理解が深まっていると実感している。

今後は、どう努力をしていくかが重要であり、オンラインを活用した仕掛けなど、オンラインを使った何かができないか、ご検討いただけるとありがたい。
- 令和5年度保険料率については、これからもできるだけ長い期間10%を維持できるように努力していくという方向性に賛意を示す。また、変更時期についても4月納付分からで異論はない。

今回、5年間の収支見通し、シミュレーション結果の検証が示され、意義のある重要な検証結果が出た。この方法論、手法論が妥当と確認でき、要因分解の中で実態とシミュレーションの乖離は、被保険者数の乖離により色々なところで大きな乖離を生み出していることが明らかになった。今後は被保険者数の乖離をより精緻化して、このシミュレーションの精度を上げていくことが大きな課題になる。

今後の議論を整合的に、納得的に行っていくためには、将来推計が妥当なものであることが大前提になる。さらに精度を上げて、この推計のもとで各支部の加入者、事業主の方々が、議論をすべき最もきちんとした土台はこのデータであるということを認識した上で議論していくことが大事である。

協会としての対応

① 平均保険料率について

- ・ 令和5年度の平均保険料率については、10%を維持する。
- ・ 令和5年度は、令和3年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す。
- ・ 令和3年度実績に基づく令和5年度のインセンティブ保険料率は、法令に基づき千分の〇・一（0.01%）を反映させる。

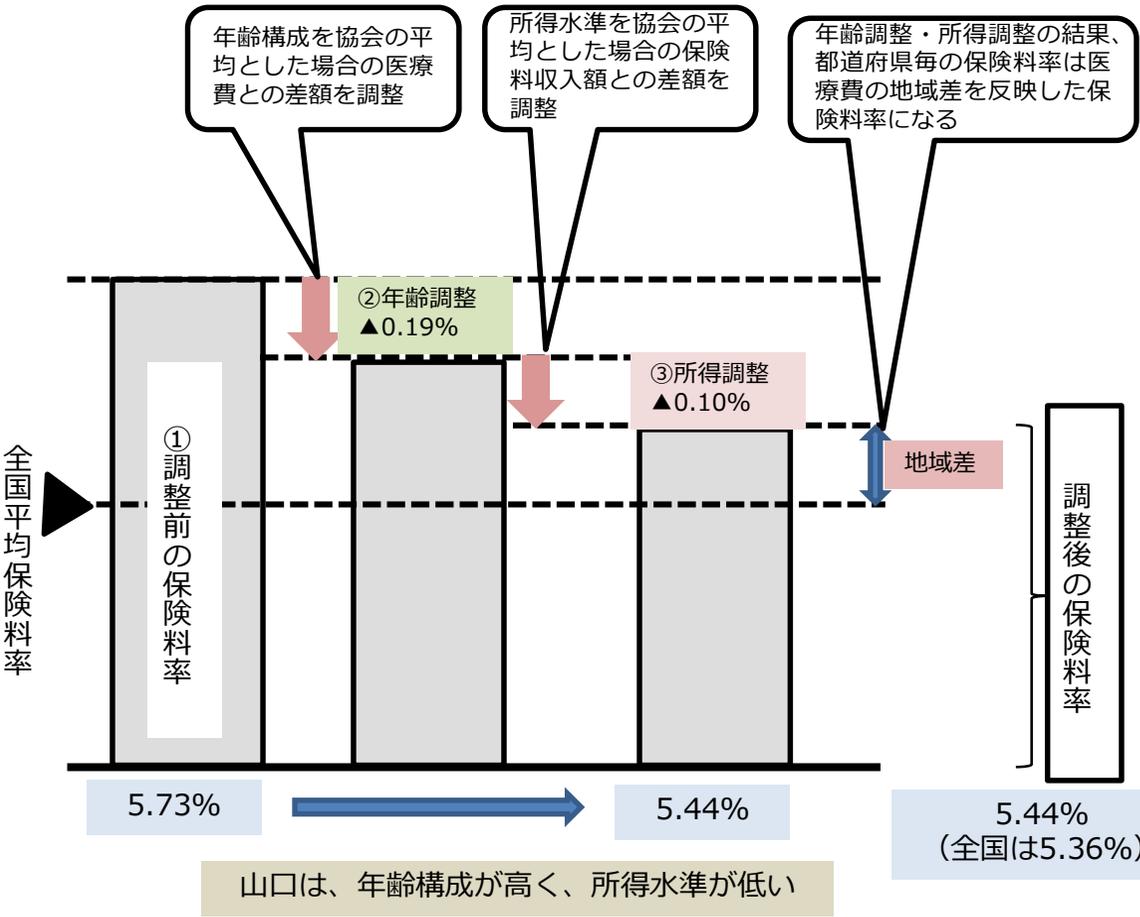
② 保険料率の変更時期について

- ・ 令和5年4月納付分からとする。

山口支部の令和5年度保険料率 9.96%（前年度比－0.19%）

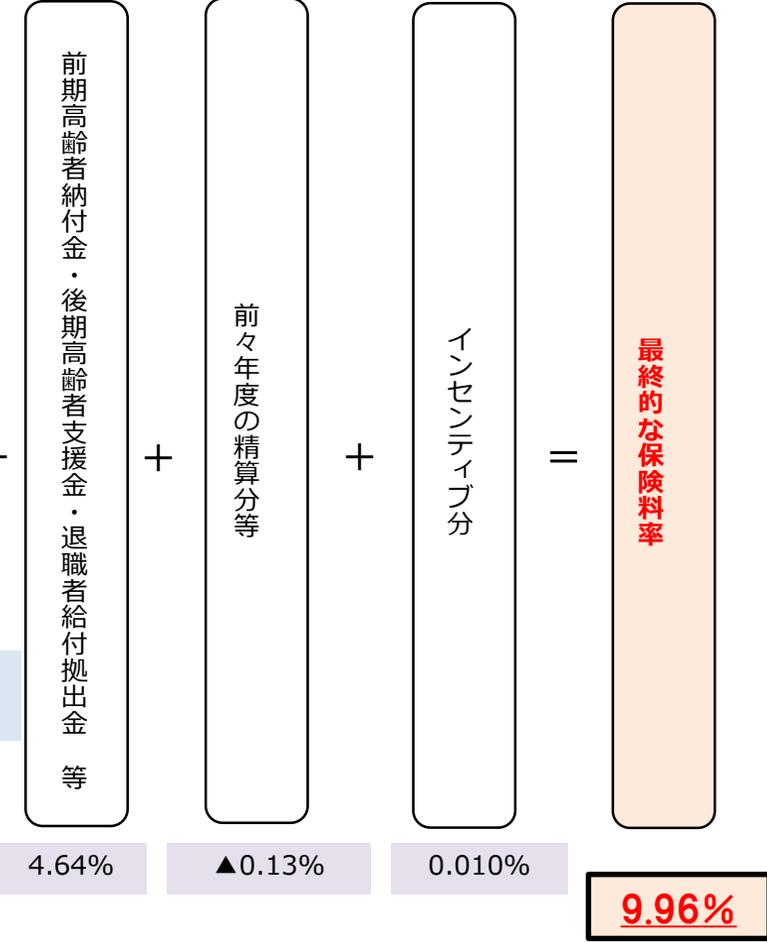
令和5年度山口支部保険料率算定のイメージ図

第1号保険料率



第2号保険料率

第3号保険料率



令和5年度全国平均保険料率との比較

○ 震災に伴う波及増の告示額が未確定（令和5年1月下旬頃確定する予定）であること等から、現時点において暫定版である。

（単位：％）

	医療給付費についての調整前の 所要保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費についての調整後の 保険料率 (a+b)	所要保険料率 (a+b+4.64)	保険料率 (精算反映後、 インセンティブ ^a 反映前) (c)	保険料率 (精算・インセンティブ ^a 反映後) (d)	インセンティブ ^a 分
		年齢調整	所得調整					
全 国	5.36	－	－	5.36	10.00	10.00	10.00	0.0000
山 口	5.73	▲ 0.19	▲ 0.10	5.44	10.08	9.95	9.96	0.010

（注）

- ・ 所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費（0.52％）、前期高齢者納付金等（3.58％）、保健事業費等（0.56％）、その他収入（▲0.02％）に係る合計の保険料率（4.64％）を加算したものである。
- ・ 保険料率(c)は、所要保険料率には含まれていない、令和3年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。
- ・ 保険料率(d)は、保険料率(c)に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。
- ・ インセンティブ制度の加算額は、令和3年度の支部総報酬額の実績に0.01％を乗じて計算するため、これを令和5年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は（端数も込めてちょうど）0.01％になるとは限らない。

山口支部保険料率の推移

年度	山口支部(%)	全国平均(%)	全国平均との差(%)	
平成20年度	8.20	8.20	+0.00	←H20.10.1
平成21年度	8.22	8.20	+0.02	協会けんぽ発足
平成22年度	9.37	9.34	+0.03	←都道府県単位別 保険料率へ移行
平成23年度	9.54	9.50	+0.04	
平成24年度	10.03	10.00	+0.03	
平成25年度	10.03	10.00	+0.03	
平成26年度	10.03	10.00	+0.03	
平成27年度	10.10	10.00	+0.10	
平成28年度	10.13	10.00	+0.13	
平成29年度	10.11	10.00	+0.11	
平成30年度	10.18	10.00	+0.18	
令和元年度	10.21	10.00	+0.21	
令和2年度	10.20	10.00	+0.20	←激変緩和措置終了
令和3年度	10.22	10.00	+0.22	
令和4年度	10.15	10.00	+0.15	
令和5年度	9.96	10.00	-0.04	